

山梨県公報

号外第八十四号

平成二十二年

十二月一日

水曜日

目次

公 告

平成二十二年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

●平成二十二年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成二十二年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法
律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
のとおり公表する。

平成二十二年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林 皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、六〇三・〇三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七〇・〇七ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一七・一六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇六・二一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、六七五・一九ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・三六ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、〇二〇・九六ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五六〇・五〇ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七二〇・二一ヘクタール
一六・〇六ヘクタール
一、一二七・四二ヘクタール
一四六・三二ヘクタール
一一一・二六ヘクタール
一六六・七一ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番